

「危険ブロック塀」判断基準

【判定方法】

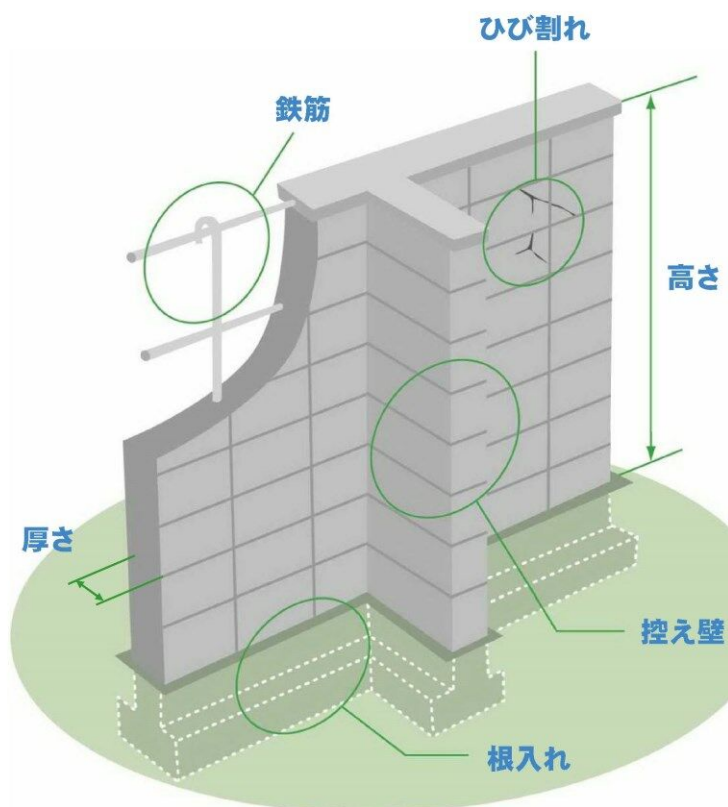
下表の判定区分において、判定基準を満足している場合は○とする、それ以外は×とし、判定が×となる項があれば危険ブロック塀に該当するものとする。

別表第1（第3条関係）

◆コンクリートブロック塀（コンクリートブロック造の塀及び門柱）

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	塀の高さ 2.2m 以下である	
2	壁の厚さ	壁の厚さは、15cm（高さ 2m 以下の塀であれば 10cm）以上である。	
3	鉄筋の有無	壁丁及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9mm 以上の鉄筋が配置されている	
4	鉄筋の有無	壁内には、9mm 以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置されている	
5	控壁 （塀高さ 1.2m 以下は判定不要）	長さ 3.4m 以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 1/5 以上突出したものを設けている	
6	鉄筋の定着	壁頂、基礎、壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している（ただし縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる）	
7	基礎 （塀高さ 1.2m 以下は判定不要）	基礎の丈は、35cm 以上とし、根入れの深さは 30cm 以上である	
8	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない	

参考図



出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013.1 より一部改  
「危険ブロック塀」判断基準

### 【判定方法】

下表の判定区分において、判定基準を満足している場合は○とする、それ以外は×とし、判定が×となる項があれば危険ブロック塀に該当するものとする

### 別表第2（第3条関係）

#### ◆石塀（石造その他の組積造の塀及び門柱）

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	塀の高さ1.2m以下である	
2	壁の厚さ	壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上である	
3	控壁	長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁が設置されている。（ただし、その部分における壁の厚さが判定区分2による壁の厚さの1.5倍以上ある場合は設置されてなくてもよい）	
4	基礎	基礎の根入れ深さは、20cm以上である	
5	傾き	傾きがない	
6	ひび割れ	亀裂、ひび割れがない	
7	欠け・はくり	欠け、はくり、目地割れがない	
8	汚れ	風化、劣化がしていない	